別表十三(四)

令七・四・一以後終了事業年度分

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

【No.73】同一事業年度内の同一暦年に属する期間において、所得の特別控除と圧縮記帳（特別勘定を設けた場合を含みます。）を重複適用していませんか。

【No.４】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.72】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、12欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

譲渡資産の明細	公共事業者の名称		1	
	収用換地等による譲渡年月日		2	・　・
	譲渡資産の種類		3	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額		4	円
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額		5	
	同上以外の額	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	
		経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	
		移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	
	取得した補償金等の額 (5)－(6)＋(7)＋(8)		9	
保留地の対価の額			10	
交換取得資産の価額			11	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額		12	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額		13	
	差引譲渡経費の額 (12)－(13)		14	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 $(14)\times\frac{(9)+(10)}{(9)+(10)+(11)}$		15	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)－(15)		16	
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 $(4)\times\frac{(9)+(10)}{(9)+(10)+(11)}$		17	
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)－(17)		18	
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (9)		19	
	同上に係る譲渡経費の額 $(14)\times\frac{(9)}{(9)+(10)+(11)}$		20	
	差引補償金等の額 (19)－(20)		21	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 $(4)\times\frac{(9)}{(9)+(10)+(11)}$		22	
	差益割合 $\frac{(21)-(22)}{(21)}$		23	

代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額		25	円
	圧縮限度額の計算	代替資産の取得のため(21)又は(21)のうち特別勘定残額に対応する金額	26	
		前期末を期末とする資産の取得価額	28	
		前期末を期末とする資産の帳簿価額	29	
		圧縮限度額 (27)×$\frac{(29)}{(28)}$	30	
	圧縮限度超過額 (25)－((27)又は(30))		31	
	取得価額に算入しない金額 ((25)と(27)のうち少ない金額)又は(((25)と(30)のうち少ない金額)×$\frac{(28)}{(29)}$)		32	
特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額		33	
	繰越額の計算	特別勘定の対象となり得る金額	34	
		取得に充	35	
		度額	36	
		過額	37	
	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額（繰入事業年度の(33)－(37)）	38	
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39	
		当期中に益金の額に算入すべき金額	40	
		期末特別勘定残額 (38)－(39)－(40)	41	
交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類		42	
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額		43	円
	圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (11)	44	
		交換取得資産の帳簿価額	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(18)	45
			交換取得資産につき支払った交換差金の額	46
			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)又は(16)	47
			計 (45)＋(46)＋(47)	48
		圧縮限度額 (44)－(48)		49
	圧縮限度超過額 (43)－(49)			50